

「滋賀県立図書館基本運営方針」(骨子案)について

1 策定の趣旨

これまで滋賀県立図書館では、平成30年3月に策定した「これからの滋賀県立図書館のあり方」(終期令和9年度末)を基本運営方針として、「すべての県民へ向けた図書館サービスの提供」を自らの役割として取り組んできたが、県内の図書館を取り巻く状況や県民の生活の変化に伴い、求められるサービスも多様化している。

こうした状況を踏まえ、次の10年のサービスの基となる新しい基本運営方針を策定する。

2 本件の枠組

(1) 期間 令和10年度から令和19年度(10年間)

(2) 位置づけ

○図書館法(昭和25年法律第118号)第7条の2による「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示第172号)に基づく図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(努力義務)

3 本件策定のポイント

・現行の方針に引き続き、「すべての県民の「知りたい」「学びたい」に応える」「自ら学び、考え、行動する県民の活動を支える「知の拠点」となる」を図書館のパーパス(役割)として引き継ぐ。

・これからの10年間で目指す4つのビジョンを定め、その実現を通じて日本一の「としかん県」を目指す。

4 今後のスケジュール(予定)

令和8年10月8日	常任委員会(骨子案)
令和8年10月	第2回図書館協議会
令和8年11月	第3回図書館協議会
令和9年2月	教育委員会(原案)
令和9年3月	常任委員会(原案)
令和9年3月～4月	県民政策コメント実施
令和9年5月	常任委員会(最終案報告)
令和9年6月	教育委員会(方針附議)
	「滋賀県立図書館基本運営方針」策定・公表
令和9年6月～	「行動計画」(サービス実施計画)作成
令和10年4月	次期基本運営方針運用開始

「滋賀県立図書館基本運営方針」（骨子案） 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課・図書館



策定の趣旨

- 〈策定の背景〉 現「滋賀県立図書館のあり方」が令和9年度で計画期間の終期。近年の状況の変化を踏まえ、次の10年のサービスの基となる新しい基本運営方針を策定する。
- 〈位置づけ〉 滋賀県教育振興基本計画を上位計画とし、図書館法第7条の2による「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づく図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針。
今後の運営方針とその先の目指すビジョンを明確にし、その実現のために重点的に取り組むことを示す。
- 〈期間〉 令和10年度から令和19年度までの10年間。5年ごとの行動計画（サービス実施計画）を別途作成する。

「資料」…図書館が提供する、図書や雑誌・新聞、視聴覚資料、電子資料等の総称

1.県立図書館のパーパス（役割）

- ・すべての県民の「知りたい」「学びたい」に応える
- ・自ら学び、考え、行動する県民の活動を支える「知の拠点」となる

2.図書館を取り巻く情勢の変化

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律の制定
- ・文部科学省「図書館が拓く未来の学びと地域社会（報告書）」公表
- ・こども家庭庁「こども大綱」の策定
- ・県子ども政策推進本部設置等、滋賀県における子ども施策の推進
- ・人口構成の変化（高齢化、人口減少、外国人住民の増加・多国籍化）
- ・情報化社会の進展
- ・新型コロナウイルス感染症の影響

3.現状と課題

（現状）

- ・市町立図書館を含めた県民一人当たりの貸出冊数全国2位（7.05冊）
- ・市町立図書館設置率（100％）、専任職員の有資格者率（81.4％・全国1位）、県民一人当たりの蔵書冊数（7.19冊・全国3位）といった全国トップクラスの基盤
- ・市町立図書館との密なネットワークによる図書館サービスの提供
- ・県立図書館での資料整備、協力貸出、レファレンス協力、情報提供等の市町立図書館支援の継続

- ・産業育成、キャリア支援に関する資料整備、電子的行政資料や多言語資料の整備
 - ・県庁各課との連携展示や託児サービスの実施など幅広い利用者に向けた取組の実施
 - ・民間企業の社会貢献活動による寄贈、滋賀応援寄附の取組
- （課題）
- ・個人貸出冊数（19.5％減）・市町立図書館協力貸出数（14％減）の減少 ※H29年度比
 - ・図書資料費の実質的目減り（税率変更・物価高騰）の結果、新刊カバー率が20％を切る
 - ・来館者への直接的なサービスと市町立図書館ネットワークを通じたサービスのバランスの検討が必要
 - ・市町立図書館からの研修や運営の助言の充実に対する要望への対応
 - ・人口構成の変化に対応し、多様な読書を支えるための資料整備が必要
 - ・直接利用者からの「居心地の良さ」に対する要望への対応
 - ・「第5次滋賀県子ども読書活動推進計画」で目指す姿の実現

4.これからの10年間で目指すビジョン（図書館像）

- （1）知の拠点としての図書館
県立図書館ならではの幅広い要求に答える資料とレファレンスサービスの提供
- （2）どこに住んでいても使える図書館
図書館ネットワークの強化による県内全体の図書館サービスの向上
- （3）多様な利用を支える図書館
読書バリアフリー資料や多言語資料、デジタル資料の提供、館内の環境整備等、すべての人々が快適に利用できるユニバーサルアクセスの実現
- （4）子どもに読書の楽しさを伝える図書館
滋賀まるごと「こども としょかん」の推進

5. これからの10年間でビジョン実現のために重点的に取り組むこと

(1) 知の拠点としての図書館

多様な資料の収集とそれを基にした情報提供

①多様な資料の収集

- ・ 学びの段階に応じた、入門書から専門書までの幅広い資料収集
- ・ デジタル資料の継続的な動向調査
- ・ レファレンスブックの収集、データベースの充実
- ・ 地域資料および地域課題に関する資料の収集、電子行政資料の収集
- ・ 蔵書の永年保存、資料保存センター機能の充実
- ・ 県内各機関の情報収集および提供

具体例：出版点数に対する収集率の目標設定、多様化する資料に対応した蔵書構成方針・整備計画の策定

②レファレンスサービスの提供

- ・ レファレンスサービスの提供・充実
- ・ 県外図書館との連携
- ・ 県行政部局・県内各機関へのレファレンス強化

具体例：MLA連携（※1）を活用した課題解決支援（レフェラルサービス（※2）の取組強化）

(2) どこに住んでいても使える図書館

市町立図書館等支援と居住地に左右されない情報提供

①市町立図書館等支援

- ・ 市町立図書館等への協力貸出を通じた県民への資料提供の充実
- ・ データベースの充実およびデータベースの共同利用
- ・ 市町立図書館等への協力レファレンスや専門資料の提供
- ・ 県内図書館ネットワークのさらなる充実
- ・ 市町立図書館職員等に対する研修の実施および情報の提供

具体例：司書巡回・物流便の回数や方法の見直し・強化

②ICT・デジタル化への対応

- ・ 地域資料・古文書およびマイクロフィルムのデジタル化、活用推進
- ・ WEBサービスの充実

具体例：デジタル行政資料室の構築（市町立図書館の協力）
近江デジタル歴史街道の機能強化（横断検索システムを利用したMLA連携）
→地域情報発信のプラットフォームへ

豊かに

4つのビジョンを実現して 日本一の「としょかん県」へ

身近に

(3) 多様な利用を支える図書館

多様な読書のための資料収集と多様な利用者を支える環境整備

①読書バリアフリー・多言語資料の充実

- ・ アクセシブルな書籍等（※3）の充実
- ・ 多言語資料の継続的収集、湖南省図書館との交流

②来館者サービスの充実

- ・ 魅力的な書架づくりおよび展示の実施
- ・ 館内滞在環境の整備、くつろぎやすい空間づくり
- ・ 誰でもわかりやすい利用案内や館内掲示の提供
- ・ 読書支援機器の充実
- ・ 図書館情報の発信およびサービス周知
- ・ びわこ文化公園内他施設との連携

具体例：市町立図書館を通じた読書バリアフリー資料・機器、多言語資料貸出および市町立図書館でのサービス導入支援

みんなに

(4) 子どもに読書の楽しさを伝える図書館

子ども読書活動の推進

- ・ 子どもの読書環境の整備
- ・ 子どもの読書に関わる人々への支援
- ・ 子育て世代の利用促進
- ・ 「こども としょかん」サポートセンターとの連携
- ・ 県立学校との連携

具体例：市町立図書館、書店、美術館等と連携した
滋賀まるごと「こども としょかん」の推進

未来に

6. サービス提供のための基盤整備

- ・ 継続的な資料収集
- ・ 蔵書を保存するための環境整備
- ・ 職員専門性向上
- ・ 他機関との連携強化
- ・ 施設設備の老朽化への対応
- ・ 行動計画（サービス実施計画）の策定

※1 ミュージアム（Museum）・図書館（Library）・文書館（Archives）の連携のこと

※2 利用者が求める資料・情報にアクセスできる機関等を紹介するサービス

※3 点字図書、録音図書など視覚障害者等が利用しやすい書籍